

# 松阪市畜産業飼料価格高騰緊急対策事業の概要と申請方法

## 1. 事業の概要

輸入飼料価格の異常な高騰が続く現状をふまえ、配合飼料、単味飼料、粗飼料の購入費の一部を補助します。

## 2. 対象期間

令和4年度 第1四半期～第3四半期（4月～12月）

## 3. 事業内容

### (1) 配合飼料対策

補助単価：市が定める単価

（算定方法：当該四半期の平均輸入原料単価から、直近3年間の平均輸入原料単価と国補てん単価を差し引いた額の1/4以内）

### (2) 単味飼料対策

補助単価：配合飼料対策と同単価

対象飼料：当該四半期に納品した単味飼料のうち、以下の品目

トウモロコシ（魚粉等を混合した二種混合飼料を含む）、大麦、大豆（大豆粕を含む）、ふすま、ビートパルプ

### (3) 粗飼料対策

補助単価：配合飼料対策と同単価

対象飼料：当該四半期に納品した粗飼料のうち、以下の品目

アルファルファ、チモシー、スーダン、オーツ、クレイングラス、ハイキューブ【※稲わら、麦わら、ストロー類は補助対象外】

## 4. 申請方法

1～5の書類を揃えて、期日までに農水振興課（畜産係）まで提出してください。

### <提出書類>

1. 交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
2. 申請飼料一覧表（様式第2号）
3. 領収書、請求書等（納品日・納品数量・品目がわかる伝票）
4. 個人情報の利用に関する承諾書 ※2
5. 振込口座の通帳見開きページのコピー（誤振込防止のため）

※1

※1 三重県の令和4年度飼料価格高騰緊急対策事業で補助金を受けた畜産農家の方は、補助金を受けたことがわかる通知の写しを添付することで2、3の提出に代えることができます。

※2 ①松阪市宛の「個人情報の利用に関する承諾書」の提出と、三重県の令和4年度飼料価格高騰緊急対策事業で補助金を受けた畜産農家の方は②補助金を受けた県事業主体宛の「個人情報の利用に関する承諾書」の提出が必要となります。

【松阪市畜産業飼料価格高騰緊急対策について、下記の点にご留意ください。】

- 補助の上限：500万円（1農家あたり）  
対象期間における配合飼料、単味飼料、粗飼料の補助金の合計額
- 申請締切：令和5年 3月 7日（火）必着

（お問い合わせ・申請書提出先）

松阪市役所 産業文化部 農水振興課 畜産係（電話0598-53-4119）  
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1